

公開日: 2022/10/06 (掲載号: No.489)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第61話】「貸付金免除と源泉徴収」

筆者: 八ッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第61話】

「貸付金免除と源泉徴収」



公認会計士・税理士 八ッ尾 順一

浅田調査官は、税務調査から戻ると、急いで、中尾統括官のところに行く。

「中尾統括官・・・税務調査に行ってきたのですが・・・」

浅田調査官の額には、汗が噴き出ている。

「ごくろうさん・・・外はまだ・・・暑いだろう」

9月の中旬であるが、窓外の日差しは強そうである。

「あの・・・事業主が・・・従業員に貸し付けていた金員を免除し、それを雑損として必要経費に算入していたのですが・・・」

今日、午前中から所得課税部門の浅田調査官は、レストランを経営している個人事業者の税務調査に行っていたのであるが、総勘定元帳の「雑損」の科目に200万円が計上されていたのである。

そして、事業主にその雑損の内容を問いただすと、従業員への貸付金を免除した金額だという。

「これって、給与として源泉徴収すべきでしょうか？」

浅田調査官は、額の汗を拭きながら、尋ねる。

「・・・従業員の役務提供の対価として、貸付金を免除したら・・・それは、給与所得に該当し、支払者（免除者）である事業者は、源泉徴収をする必要がある」

中尾統括官はハッキリと答える。

「・・・それじゃ、この貸付金の免除が役務提供の対価でなければ・・・何になるのですか？」

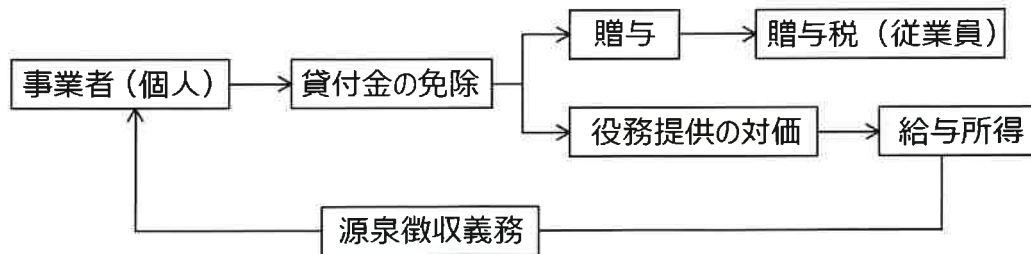
浅田調査官は、再び、質問する。

「・・・従業員に対する貸付金の免除が、役務提供の対価でなければ・・・それは・・・贈与になるだろう・・・」

「・・・ということは、源泉徴収の対象にならないのですね・・・」

浅田調査官は、中尾統括官の顔を見る。

「しかし、逆に、その免除を受けた従業員は、贈与税を支払わなければならない」
そう言うと、中尾統括官は、机の上にある罫紙に図を描く。



「・・・ところで・・・中尾統括官は、今回のケースについて、贈与又は役務提供の対価、いずれに該当すると思いますか？」

浅田調査官は、中尾統括官に尋ねる。

「・・・僕は、基本的には、貸付金の免除は、役務提供の対価と考えるのが妥当だと思う・・・もともと、事業主は、雇用関係が存在しなければ、200万円の免除はしないだろう・・・従業員の何らかの事業上の貢献度等を考慮して、免除したということであれば、役務提供の対価と考えることが妥当だろう・・・」

中尾統括官は、図を見ながら、言う。

「そうすると、200万円に対して、給与所得（賞与）として、源泉徴収をすればよいということですね」

浅田調査官は、納得した顔になる。

「・・・ところで、浅田君は・・・源泉徴収による所得税の税額は・・・自動確定するということを知っている？」

中尾統括官は目の前に立っている浅田調査官にそう尋ねると、更に、「・・・君は、これから、事業者に対して、納税告知処分をするのだろうか・・・」と言葉を続ける。

「はい・・・課税処分をします」

浅田調査官は、元気よく答える。

「それは間違いだ・・・源泉徴収による所得税の納税告知処分は、そもそも課税処分ではなく、徴収処分なんだ・・・源泉徴収の対象となるべき所得の支払いがなされるときは、支払者は法令の定めるところに従って、所得税を徴収して国に納付する義務を負うことになる・・・そして、この納付義務は、所得の支払いの時に成立し、その成立と同時に特別な手続を要しないで納付すべき税額が確定する・・・これが、源泉徴収に係る税額が法令の定めるところに従って当然に、いわば自動的に確定するものといわれる意

味なんだ・・・だから、納税告知処分は、課税処分ではなく、徴収処分なのだ・・・」
中尾統括官は、いつの間にか、最高裁昭和45年12月24日判決のコピーを机の上に置いて説明している。

税務署長が、支払者の納付額を過少とし、またはその不納付を非とする意見を有するときに、これが納税者たる支払者に通知されるのは、前記の納税の告知によるものであり、この点において、納税の告知は、あたかも申告納税方式による場合の更正または決定に類似するかの観を呈するのであるが、源泉徴収による所得税の税額は、前述のとおり、いわば自動的に確定するのであって、右の納税の告知により確定されるものではない。すなわち、この納税の告知は、更正または決定のごとき課税処分たる性質を有しないものというべきである。

(下線：筆者)

「・・・そうなんですか・・・」

と言って、浅田調査官は、首を伸ばして、机上の判例を覗く。

「・・・しかし、自動確定するといっても・・・今回の債務免除のように、源泉徴収の対象となるかどうか・・・ハッキリしないときに・・・支払者（徴収義務者）は、その判断に困るのではないですか？」

浅田調査官は、不満そうに言う。

「・・・確かにそうだ・・・」

中尾統括官は、大きく頷く。

「・・・これって、不納付加算税を課しますか・・・それとも、国税通則法67条1項の『正当な理由』に該当するのですか？」

浅田調査官の質問に、中尾統括官は、「・・・そうだな・・・」と呟きながら、たちまち思案顔になる。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。